

# 金沢中古マンションリフォーム費補助金交付要綱取扱要領

(平成28年 3 月23日 決裁)

改正 平成29年 3 月24日 決裁

平成31年 3 月22日 決裁

令和 3 年 3 月19日 決裁

令和 6 年 9 月24日 決裁

(通則)

第 1 条 この要領は、金沢中古マンションリフォーム費補助金交付要綱（平成28年 3 月23日 決裁。以下「要綱」という。）の規定による補助金の交付に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(内部改修工事の範囲)

第 2 条 要綱第 2 条第 6 号に規定する内部改修工事には、照明機器、冷暖房機器等の購入及び設置の工事は含まない。

(空き住戸の範囲)

第 3 条 要綱第 3 条第 3 号に規定する空き住戸は、かなざわ空き家活用バンク登録の日の翌日以降に売買契約が締結されたものとする。

(町会加入証明書)

第 4 条 空き住戸リフォーム事業者は、補助事業が完了したときは、要綱第11条に規定する空き住戸リフォーム事業完了実績報告書に町会加入証明書（様式第 1 号）を添付しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 8 年 3 月31日 限り、その効力を失う。ただし、同日までに要綱第11条の規定による報告がなされたものについては、なおその効力を有する。

附 則 (平成29年 3 月24日 決裁)

- 1 この要領は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の金沢市郊外部移住者中古分譲マンション改修費補助金交付要綱取扱要領の規定は、平成29年 4 月 1 日以後に行う金沢市郊外部移住者中古分譲マンション改修費補助金交付要綱（平成28年 3 月23日 決裁）第 5 条第 1 項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った同項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお

従前の例による。

附 則（平成31年 3 月22日決裁）

- 1 この要領は、平成31年10月 1 日から施行する。
- 2 改正後のようこそ金沢中古マンションリフォーム費補助金交付要綱取扱要領の規定は、平成31年10月 1 日以後に行うようこそ金沢中古マンションリフォーム費補助金交付要綱（平成28年 3 月23日決裁）第 5 条第 1 項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った同項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月19日決裁）

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月24日決裁）

- 1 この要領は、令和 6 年10月 1 日から施行する。
- 2 改正後の金沢中古マンションリフォーム費補助金交付要綱取扱要領の規定は、令和 6 年10月 1 日以後に行う金沢中古マンションリフォーム費補助金交付要綱（平成28年 3 月23日決裁）第 5 条第 1 項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った同項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

町会加入証明書

次の者が町会に加入したことを証明します。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日

（宛先）金沢市長

町 会 名 \_\_\_\_\_

町 会 長 \_\_\_\_\_

（署名又は記名押印）